

提案書評価基準

評価項目	配点	評価	評価の換算式 ()は加重倍率	コメント
ウェブページ構築に関する評価	50			
事業目的・業務内容の理解度	10			
提案者が現に保有する飲食店を紹介するホームページの認知度について	20		(×2)	
構築手法について	20		(×2)	
ウェブページ運営に関する評価	40			
掲載する店舗情報の調整について	10			
運営及び管理について	10			
ウェブページの周知手法について	20		(×2)	
実施体制に関する評価	30			
類似業務の受託実績	20		(×2)	
従事スタッフの構成・人数など	10			
小計	120			

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点		
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業※共同企業体の場合は、うち1社が市内の中小企業である場合に加算
小計	11	
合計	131	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。

評価の視点

評価項目	配点	評価の換算点 (加重倍率)	評価の視点
ウェブページ構築に関する評価	50		
事業目的・業務内容の理解度	10		・事業目的に沿った提案となっているか ・必要な業務内容が十分に盛り込まれているか
提案者が現に保有する飲食店を紹介するホームページの認知度について	20	(×2)	飲食店を紹介する既存のホームページを保有し、本事業を広く周知するために、会員数や閲覧数を十分有しているか
構築手法について	20	(×2)	広く利用されることが見込める構築・設計か
ウェブページ運営に関する評価	40		
掲載する店舗情報の調整について	10		店舗情報のとりまとめ及び掲載希望店舗の情報追加等、店舗との調整は円滑にできるか
運営及び管理について	10		店舗情報管理やウェブページ運営が適切にできるか
ウェブページの周知手法について	20	(×2)	効果的な事業周知によって利用を促すことができるか
実施体制に関する評価	30		
類似業務の受託実績について	20	(×2)	事業実施に際し、十分なノウハウを有しているか
従事スタッフの構成・人数など	10		滞りなく実施できる体制が整っているか
小計	120		

評価項目(加算項目)	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点		
①ワークライフバランスに関する取組	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)
	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている
	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)
③健康経営に関する取組	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
市内の中小企業であること	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業※共同企業体の場合は、うち1社が市内の中小企業である場合に加算
小計	11	
合計	131	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね5%以内とする。